

南アフリカ共和国産パーリンカ種のぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年4月16日付け22消安第310号消費・安全局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 輸出検査の確認</p> <p>告示6の(1)の検査の確認は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。</p> <p>○(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。</p> <p>(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときは、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア 輸出検査の確認</p> <p>告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。</p> <p>(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p>	<p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 輸出検査の確認</p> <p>告示6の(1)の検査の確認は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。</p> <p>○(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。</p> <p>(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア 輸出検査の確認</p> <p>告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。</p> <p>(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p>
<p>6 輸入検査</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場</p>	<p>6 輸入検査</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置する</p>

合は、次により措置するものとする。

ア [略]

イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因を南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

ものとする。

ア [略]

イ チチュウカイミバエが付着した原因を南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。